



自転車安全利用五則



1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

70歳以上の方は、歩道通行が可能です。
ただし、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。



2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

一時停止のある交差点では、必ず一時停止をして、安全を確認してから進行しましょう。



3. 夜間はライトを点灯

夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



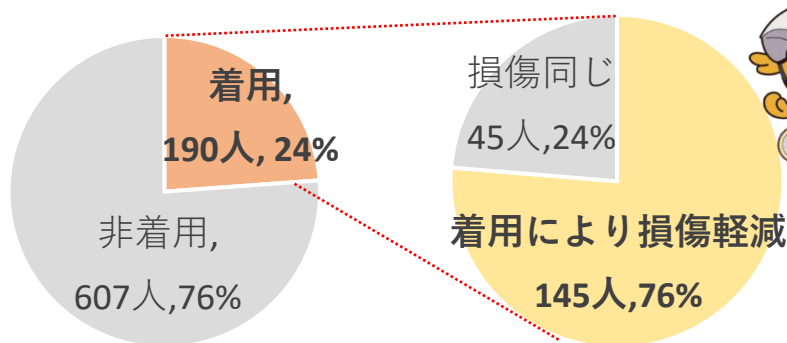
4. 飲酒運転は禁止

自転車は車両です。お酒を飲んで自転車を運転してはいけません。



5. ヘルメットを着用

【自転車乗用中の交通事故による死傷者数（令和6年中）】



ヘルメット着用者のうち、約8割の方がヘルメットのおかげで損傷軽減しています。

▲ヘルメット着用の有無

▲ヘルメット着用効果

命を守るためにヘルメットを着用しましょう。

▲県警察公式ホームページ

